

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年4月12日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 石原 康弘

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 11

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 市ヶ谷警察総合庁舎（19）建築

その他工事（電子入札対象案件）

(3) 工事場所 東京都新宿区市谷本村町42-1 他

(4) 工事内容

敷地面積 24,350.11m²

1. 建物

1) 庁舎

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上7階

地下2階

建築面積 約5,300m²

延べ面積 約30,100m²

用途 庁舎

工事内容 新築1棟

他 新築10棟

(5) 工期 契約締結の翌日から平成36年3月2

9日まで。

指定部分工期 平成35年4月10日

(対象部分：庁舎 他)

(6) 使用する主要な資機材 コンクリート 約

31,158m³、鉄筋 約3,802 t、鉄骨 約2,990 t

(7) 本工事は、入札時に技術提案〔VE提案〕を受け

付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、

価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者

を決定する〔総合評価落札方式（技術提案評価型

S型）〕の工事である。また、品質確保のための

体制その他の施工体制の確保状況を確認し、

施工内容を確実に実現できるかどうかについて

審査し、評価を行う施工体制確認型総合評

価落札方式の試行工事である。なお、本工事は、

契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける

契約後VE方式の試行工事である。

(8) 本工事は、企業の技術力（技術提案〔VE提案〕

及び工事全般の施工計画を除く) 及び配置予定技術者の技術力について記述した競争参加資格確認申請書(一次審査)(以下「一次審査申請書」という)及び競争参加資格確認資料(以下「一次審査資料」という)を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り技術提案[VE提案]及び工事全般の施工計画等(以下「二次審査資料」という)の提出を求める段階的選抜方式の対象工事である。

(9) 本工事は、段階的選抜方式のうち、一次審査における選抜者数を拡大する試行工事である。

(10) 本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。詳細は、入札説明書による。

(11) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再

資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (12) 本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格とする、「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。詳細は入札説明書による。
- (13) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

2 競争参加資格

- (1) 次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成31年4月12日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から市ヶ谷警察総合庁舎（19）建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）

の認定を受けている者、又は下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- ③ 単体有資格業者及び特定建設工事共同企業体の代表者は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通

事項) について算定した点数 (経営事項評価点数) が、1,200点以上であること (②の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。)

なお、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は関東地方整備局 (港湾空港関係を除く。) における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項 (共通事項) について算定した点数 (経営事項評価点数) が、1,150点以上であること (②の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。)

- ④ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (②の再認定を受けた者を除く。) でないこと。

- ⑤ 平成16年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記 (ア) の要件を満た

す建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

(ア)

1. 建物用途 下記のa)、b)、c)又はd)の

いずれかに該当する施設

a) 同種施設 事務所・庁舎

b) 類似施設 事務室（上級室を含む。）、

会議室、研修室、人文科学系の研究室

及びこれらに類する室（教室及び実験

室を除く。）の合計面積（これらに付属

する共用部分を含む。）が、申請する建

物の延べ面積の1/2を超える建物

c) 複合用途施設 1 「a)同種施設」と

認められる部分の床面積が、要件とし

て設定する「延べ面積」以上ある建物

複合用途施設とは、用途が2以上ある建物とする。

- d) 複合用途施設2 「a)同種施設」と認められる部分の床面積が、申請する建物の延べ面積の1/2を超える建物

複合用途施設とは、用途が2以上ある建物とする。

2. 構造 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（コンクリート充填鋼管構造は含まない） 地上5階以上
3. 延べ面積 20,000m²以上（申請する施設が複数棟の場合はそのうち1棟の延べ面積とする。また、増築にあつては増築部分の延べ面積とする。）

ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請された全ての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港

関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工
事のうち入札説明書に示すものに係る実績で
ある場合にあっては、評定点合計が入札説明
書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、請負代金額が500万円未満の工事は
除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員の
うち1社が上記(ア)の施工実績を有し、他の構
成員は下記(イ)の要件を満たす建築一式（躯体、
外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築
にあっては増築部分とする。))工事の施工実
績を有すること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表
者が上記(ア)の施工実績を有し、他の構成員は
下記(イ)の要件を満たす建築一式（躯体、外装、
内装の全てを含む新築又は増築（増築にあっ
ては増築部分とする。))工事の施工実績を有
すること。

(イ)

1. 構造 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリー

ト造（コンクリート充填鋼管構造は含まない）

2. 延べ面積 6,000m²以上（申請する施設が複数棟の場合はそのうち1棟の延べ面積とする。また、増築にあつては増築部分の延べ面積とする。）

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

- ⑥ 工事全般の施工計画が適正であること。
- ⑦ 一次審査申請書及び一次審査資料の提出期限の日（以下、「審査基準日」という。）から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑧ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合

は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。

- ⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定建設工事共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあつては、原則として代表者の技術者を配置すること。専任を要しない期間は契約締結の翌日から平成31年9月25日を予定する。

また、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

- ① 主任技術者にあつては、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあつては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。

② 1人の者が、平成16年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記

(1) ⑤ (ア) 1. 2. 及び (イ) 2. の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。)) 工事の経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進PPPに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))

ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。

なお、当該経験が地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(3) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。

3 段階的選抜に関する事項

(1) 一次審査

上記2に掲げる競争参加資格（(1)⑥を除く）を満たす者について、企業の技術力及び配置予定技術者の技術力を評価し、一次審査評価点を算出して与え、入札説明書に示す選抜者数を上限として、一次審査評価点合計の上位の者を選抜する。

ただし、選抜者数上限となる者の審査評価点合計と同じ点数の者が複数いる場合は、その全ての者を含むものとする。

なお、競争参加資格（(1)⑥を除く）を満たす者の数が10者に満たない場合は、競争参加資格（(1)⑥を除く）を満たす者全てについて、

一次選抜された者と認める。詳細は、入札説明書による。

(2) 二次審査

発注者から上記（１）に掲げる競争参加資格があると認められ、一次選抜された者について、技術提案〔VE提案〕及び工事全般の施工計画の評価を行う。

その際、発注者から「工事全般の施工計画書」について適正であると認められた者が、競争参加資格を有する者として、入札に参加することができる。詳細は、入札説明書による。

4 総合評価に関する事項

(1) 落札方式

- ① 入札参加者は「価格」、「技術提案〔VE提案〕」、「工事全般の施工計画」及び「施工体制」をもって入札し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち、(2)「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価

値」という。)の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

① 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を60点とする。

② 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ア)、(イ)のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記(ウ)の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

(ア) 技術提案 [VE提案] の項目として「本工
事における鉄骨鉄筋コンクリート躯体工
事の品質確保に対する具体的な提案」

(イ) 工事全般の施工計画

(ウ) 施工体制（施工体制評価点）

③ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は
入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び
「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の
入札価格で除して得た評価値をもって行う。

④ ②(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目について、関
係法令を遵守し、現場説明書、特記仕様書、
図面及び標準仕様書に規定する標準的な施
工及び管理する方法を用いて作業を行う者
で、入札説明書等に記載された要求要件を
実現できると認められる場合に標準点（10
0点）を与え、さらに②(ア)の技術提案 [VE提
案] 及び②(イ)の工事全般の施工計画並びに
②(ウ)の施工体制の内容に応じて、それぞれ
加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

なお、②(ア)の技術提案 [VE提案] を行わな

いは、②(イ)(ウ)の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

- ⑤ ②(ア)の「本工事における鉄骨鉄筋コンクリート躯体工事の品質確保に対する具体的な提案」の技術提案〔VE提案〕については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（8点）、Ⅰ（3点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②(イ)の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（8点）、Ⅰ（0点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

- (3) (2)②(ア)、(イ)の評価基準の詳細は入札説明書による。

(4) (2)②(ア)「本工事における鉄骨鉄筋コンクリート躯体工事の品質確保に対する具体的な提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に5点減ずる。

(5) (2)②(イ)で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、5点を減ずる。

5 入札手続等

(1) 担当部局 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館17階 関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係 電話 048-601-3151 (代) 内線
2525

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。

交付期間は平成31年4月12日から平成31年8月22日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。))を除く毎日、9時00分から17時00分まで。ただし最終日は、9時00分から12時00分までとする。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（CD-R等）を(1)に持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録が残るものに限る。）することにより電子データを交付するので、上記(1)にその旨連絡すること。持参による場合は、(1)に記録媒体を持参すること。郵送等による場合は、(1)に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、平成31年4月12日から平成31年8月22日までの休日を除く毎日、9時15分から18時00分ま

で。ただし最終日は、9時15分から12時00分までとする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

1) 一次審査申請書及び一次審査資料

平成31年4月12日から平成31年4月26日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成31年4月12日から平成31年4月26日までの休日を除く毎日、9時15分から18時00分までに上記(1)へ持参すること。詳細は入札説明書による。

2) 競争参加資格確認申請書（二次審査）（以下「二次審査申請書」という）及び二次審査資料

3(1)により一次選抜された者は、平成31年5月24日から平成31年6月10日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成31年5月24日から平成31年6月10日までの休日を除く毎日、9

時15分から18時00分までに上記(1)へ持参すること。詳細は入札説明書による。

- (4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、
場所及び方法 平成31年7月8日から平成31年
8月22日まで 〒330-9724 埼玉県さいたま
市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁
舎2号館17階 関東地方整備局総務部契約課
電話048-601-3151(代) 郵送(書留郵便に限る。
提出期間内必着。)又は託送(書留郵便等、記
録の残るものに限る。提出期間内必着。)によ
り提出すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の
提出方法 入札書は、電子入札システムにより
提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場
合は紙により持参又は郵送もしくは託送(書留
郵便等、記録の残るものに限る。)すること。

① 電子入札システムによる入札の締め切りは、
平成31年8月22日12時00分。

② 持参による入札の受領期限は、平成31年8
月22日12時00分 関東地方整備局総務部契

約課にて入札すること。

③ 郵送等による入札の受領期限は、平成31年

8月22日12時00分 送付先は、関東地方整

備局総務部契約課契約第二係。

開札は、平成31年8月27日10時00分関東地

方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（休日は

除く。）を予定する。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語

及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日

本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行

さいたま新都心支店))。ただし、利付国債

の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は銀

行等の保証（取扱官庁 関東地方整備局）

をもって入札保証金の納付に代えることが

できる。また、入札保証保険契約の締結を

行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、
入札保証金を免除する。

- ② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

- ① 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、一次審査及び二次審査申請書又は一次審査及び二次審査資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- ② 一次選抜された者以外の競争参加者による入札は無効とする。

③二次審査を経て競争参加資格がないとされた者による入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 上記4(1)①に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とするところがある。なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

(5) 契約締結後のVE提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減すること

を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は現場説明書等による。

- (6) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、一次審査申請書及び一次審査資料並びに二次審査申請書及び二次審査資料の差し替えは認められない。
- (7) 本工事に係る二次審査申請書及び二次審査資料の提出にあたって、技術提案〔VE提案〕により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書〔VE提案〕を提出すること。ただし、技術提案〔VE提案〕が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加がで

きる。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。

- (8) 専任の監理技術者の配置を義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書参照。）。
- (9) 手続における交渉の有無 無。
- (10) 契約書作成の要否 要。
- (11) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (12) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
- (13) 技術提案の採否 技術提案の採否について

は、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

(14) 競争参加資格の確認の通知において、VE提

案による入札を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

(15) 関連情報を入手するための照会窓口 上記

5 (1)に同じ。

(16) 一般競争参加資格又は特定建設工事共同企

業体の認定を受けていない者の参加 上記2

(1)②及び③に掲げる一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者も上記5 (3)により一次審査申請書及び一次審査資料並びに二次審査申請書及び二次審査資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、

「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月1日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が一次審査申請書及び一次審査資料を提出したときに限り、関東地方整備局総務部契約課（〒330—9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2—1 さいたま新都心合同庁舎2号館17階 電話048—601—3151(代)）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

(17) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

(18) 詳細は入札説明書による。

7 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of
the procuring entity :Yasuhiro Ishihara
Director-General of Kanto Regional Deve-
lopment Bureau, Ministry of Land, Infra-
structure, Transport and Tourism.
- (2) Classification of the services to be
procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Cons-
truction work of the TMPD Ichigaya Buil-
ding(19).
- (4) The first examination
Time-limit for the submission of app-
lication forms and relevant documents
for the qualification by electronic bid-
ding system :5:00 P.M. 26 April 2019.
- (5) The second examination
Time-limit for the submission of app-
lication forms and relevant documents

for the qualification by electronic bidding system :5:00 P.M. 10 June 2019.

(6) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12:00 P.M. (noon) 22 August 2019 (tenders brought with or submitted by mail : 12:00 P.M. (noon) 22 August 2019).

(7) Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2-1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9724 Japan TEL 048-601-3151 (ex2525)

競争参加者の資格に関する公示

市ヶ谷警察総合庁舎（19）建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成31年4月12日

関東地方整備局長 石原 康弘

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 11

1 工事名 市ヶ谷警察総合庁舎（19）建築その他工事（電子入札対象案件）

2 工事場所 東京都新宿区市谷本村町42-1 他

3 工事内容

敷地面積 24,350.11m²

1. 建物

1) 庁舎

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上7階

地下2階

建築面積 約5,300m²

延べ面積 約30,100m²

用途 庁舎

工事内容 新築 1 棟

他 新築10棟

工期 契約締結の翌日から平成36年 3 月2
9日まで。

指定部分工期 平成35年 4 月10日

(対象部分：庁舎 他)

4 申請の時期

平成31年 4 月12日から平成31年 4 月26日まで
(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

なお、平成31年 5 月 7 日以降当該工事に係る
開札の時まで (日曜日、土曜日、及び祝日を除
く。)においても、随時、申請を受け付けるが、
当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参
加できないことがある。

5 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法 「競争参加資格審査申
請書 (特定建設工事)」 (以下「申請書」とい
う。)は、平成31年 4 月12日から 〒330-9724
埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さい

たま新都心合同庁舎 2 号館17階 関東地方整

備局総務部契約課工事契約調整係

電話048-601-3151 (代) 内線2525において

特定建設工事共同企業体としての資格を得よ

うとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法 申請者は、申請書に次

に掲げる書類を添付して電子入札システムに

より提出すること。また、入札説明書に示す

ところによる一定の理由がある場合は郵送又

は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。

）により提出すること。ただし、発注者の承諾

を得て紙入札方式による場合は(1)に示す申請

書の交付場所に持参すること。

① 特定建設工事共同企業体協定書（甲）

（6(5)の条件を満たすものに限る。）の写し。

② 6(2)の要件を満たすことを判断できる工

事の施工実績を記載した書類（様式は、当

該工事の「入札公告（建設工事）」（平成31

年4月12日付け支出負担行為担当官関東地

方整備局長）に示すところにより交付する

入札説明書の別記様式－２－１及び２－２

を使用すること。)

(3) 申請書等の作成に用いる言語 申請書及び

添付書類は、日本語で作成すること。

6 特定建設工事共同企業体としての資格及びそ

の審査「競争参加者の資格に関する公示」(平

成30年10月1日付け国土交通省大臣官房地方課

長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。

以下「平成30年10月1日付け公示」という。) 4

(建設工事)の①から⑤までに該当する者を構

成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲

げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体

については、特定建設工事共同企業体としての

資格がないと認定する。それ以外の特定建設工

事共同企業体については、平成30年10月1日付

け公示5の(建設工事)(1)に掲げる客観的事項

(共通事項)の項目及び(2)に掲げる主観的事項

(特別事項)の項目について総合点数を付与して

特定建設工事共同企業体としての資格があると

認定する。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成 特定建設
工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす
者2社または3社の組合せとする。

① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）

における建築工事に係る一般競争参加資格
の認定を受けていること（会社更生法（平
成14年法律第154号）に基づき更生手続開始
の申立てがなされている者、又は民事再生
法（平成11年法律第225号）に基づき再生手
続開始の申立てがなされている者について
は、手続開始の決定後、関東地方整備局長
（以下「局長」という。）が別に定める手続に基
づく一般競争参加資格の再認定を受けてい
ること。）。

② 特定建設工事共同企業体の代表者は、関

東地方整備局（港湾空港関係を除く。）
における建築工事に係る一般競争参加資格
の認定の際に客観的事項（共通事項）につ
いて算定した点数（経営事項評価点数）が、
1,200点以上であること（①の再認定を受

けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。

)。

なお、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上であること（①の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。）。

③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申

立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日

から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（

昭和59年3月29日付け建設省厚発第91号)

に基づく指名停止を受けていないこと。

- ⑤ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等 特定建設工事共同企業体の構成員は、平成31年4月26日において次の要件を満たすものとする。

- ① 平成16年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす建築一式(躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築(増築にあつては増築部分とする。))工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。(ただし、

異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。

(ア)

1. 建物用途 下記のa)、b)、c)又はd)の

いずれかに該当する施設

a) 同種施設 事務所・庁舎

b) 類似施設 事務室（上級室を含む。）、

会議室、研修室、人文科学系の研究室

及びこれらに類する室（教室及び実験

室を除く。）の合計面積（これらに付属

する共用部分を含む。）が、申請する建

物の延べ面積の1/2を超える建物

c) 複合用途施設1 「a)同種施設」と

認められる部分の床面積が、要件とし

て設定する「延べ面積」以上ある建物

複合用途施設とは、用途が2以上あ

る建物とする。

d) 複合用途施設2 「a)同種施設」と

認められる部分の床面積が、申請する

建物の延べ面積の1/2を超える建物

複合用途施設とは、用途が2以上ある建物とする。

2. 構造 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（コンクリート充填鋼管構造は含まない） 地上5階以上
3. 延べ面積 20,000m²以上（申請する施設が複数棟の場合はそのうち1棟の延べ面積とする。また、増築にあつては増築部分の延べ面積とする。）

ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請された全ての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の

工事は除く。

特定建設工事共同企業体にあつては、代表者が上記(ア)の施工実績を有し、他の構成員は下記(イ)の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））工事の施工実績を有すること。

(イ)

1. 構造 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（コンクリート充填鋼管構造は含まない）
2. 延べ面積 6,000m²以上（申請する施設が複数棟の場合はそのうち1棟の延べ面積とする。また、増築にあつては増築部分の延べ面積とする。）

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が

5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件 特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、2社の場合は30%、3社の場合は20%以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者要件 特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5) 特定建設工事共同企業体の協定 特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」昭和53年11月1

日付け建設省計振発第69号)の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて(回答)」

(昭和53年11月1日付け建設省茨計振第771号)の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書(甲)」によるものとする。

- 7 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い
6(1)①の認定(6(1)①の再認定を含む。以下同じ。)を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も4及び5により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、6(1)①の認定を受けていない構成員が6(1)①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、6(1)①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに6(1)①の認定を受けていないとき

又は6(1)①の一般競争参加資格がないとの認定
(6(1)①の局長が別に定める手続における一般
競争参加資格がないとの認定を含む。)を受けた
ときは、特定建設工事共同企業体としての資格
がないと認定する。

8 資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知
する。

9 資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定
の日から当該工事の完成する日までとする。た
だし、当該工事に係る契約の相手方以外の者に
あつては、当該工事に係る契約が締結される日
までとする。

10 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「市ヶ
谷警察総合庁舎(19)建築その他工事△
△・□□特定建設工事共同企業体」とす
る。
- (2) 当該工事に係る競争に参加するためには、
開札の時に於いて、特定建設工事共同企業体

としての資格の認定を受け、かつ、当該工事
の「入札公告（建設工事）」に示すところによ
り競争参加資格の確認を受けていなければな
らない。